

うんてん

## 運天港における国による港湾施設の一部管理の期間延長について

運天港においては、令和3年12月10日より、運天港の港湾管理者（沖縄県）の要請を受け、国が運天港の港湾施設の一部を管理して「軽石の除去に関する全体調整」、「航路利用の可否の判断」等を実施し、さらに令和4年1月10日より、「軽石の除去」を追加して、国・県が連携した軽石対策を進めてまいりました。

この結果、これまでに国・県あわせて、約1万6千<sup>m</sup>³の軽石を除去しましたが、港内に軽石が残存している状況を踏まえ、軽石対策に万全を期すため、国が管理する期間を3月9日まで延長します。

1. 国が管理する期間 令和3年12月10日～令和4年3月9日  
※ 令和4年2月9日までの期間を1ヶ月延長
2. 港湾の名称 運天港
3. 港湾管理者の名称 沖縄県
4. 管理の内容 別紙のとおり
5. 軽石対策の内容 軽石除去等に係る全体調整（国）  
軽石の拡散防止対策として設置した汚濁防止膜の管理（国・県）  
バックホーを使用した陸上からの軽石除去（県） 等

## 運天港（羽地内海）の状況



1月5日撮影



2月5日撮影

## 【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 浅見（46712）  
電話：03-5253-8111（代）、03-5253-8688（直通） FAX：03-5253-1654

# 運天港において国が管理する港湾施設と管理の内容

施設名称	管理の内容
①避難航路	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 航路における軽石その他の物件の除去、 航路の点検・利用可否判断
②避難泊地	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整 泊地における軽石その他の物件の除去、 泊地の点検・利用可否判断
③運天港航路 (運天地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
④運天港泊地 (運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑤泊地 (運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑥岸壁泊地 (上運天地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑦航路 (湧川地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑧航路 (呉我地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑨航路 (屋我地区)	航路における軽石その他の物件の除去に関する全体調整
⑩泊地 (屋我地区)	泊地における軽石その他の物件の除去に関する全体調整



※航路・泊地の概ねの位置を示しているイメージです。

国が管理する期間 令和3年12月10日～**令和4年3月9日**

※赤字：変更箇所